

宮城県過疎地域持続的発展方針（案）の概要

根拠法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）

（令和３年４月１日から令和１３年３月３１日まで１０年間の時限立法）

1 基本的事項

（１）方針策定の趣旨

法第７条の規定に基づき、過疎地域の持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力の更なる向上など、過疎地域の持続的発展を図るための大綱として、また、過疎市町の過疎地域持続的発展計画及び宮城県過疎地域持続的発展計画の指針として策定するもの。

（２）対象期間

令和８年度から令和１２年度まで（５年間）

※期間の設定：法期限の後期５年で設定

（３）現状と課題

過疎地域では、著しい人口減少とともに、高齢者比率の増加や若年者比率の低下が非過疎地域に比べ顕著となっており、また、就業人口の減少や地域活動の担い手不足など地域活力の低下が懸念されている。

これまで、過疎市町では道路整備や産業振興、生活環境の整備などのハード整備事業と高齢者等の保健・福祉の向上、医療の確保、生活交通の確保といったソフト事業の実施により、非過疎地域との格差の縮小に一定の効果があつた。

しかしながら、依然として医療・保健・福祉の確保、持続可能な地域づくりなど、社会的活力の維持や、地域資源の再発見・活用等による雇用の創出といった産業活力の維持、生活基盤の整備などの取組が必要であり、広域的な連携を含めた取組を推進する必要がある。

2 基本的な方向性

（１）基本理念

新・宮城の将来ビジョンに掲げる県政運営の理念「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力のある宮城を目指して～」を過疎対策推進の基本理念として位置づける。

（２）宮城県における過疎対策の基本的な考え方

～「ここに住みたいと思える」魅力ある居住地域群の形成を目指す～

過疎対策の推進に当たっては、住民が「住み続けたい」と実感でき、都市地域の住

民が「住んでみたい」と思えるような空間の形成が必要不可欠である。

これを踏まえ、地域の実情に応じて、「選択と集中」の考え方も参考にしながら、一定の人口減少を見据えたコンパクトなまちづくり、コンパクトなまち同士の連携、まちをつなぐ地域の足の確保、生活圏中心都市との連携、高齢者対策、子育て環境の確保、コミュニティづくりなど、ハード・ソフト両面から施策を展開する。

また、デジタル技術も活用して県外からの移住者増や関係人口の創出・拡大を図るとともに、AIなどの先進的技術の利活用を通じ、防災など地域課題の解決や地域の活力の創出に努める。

（３）広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連

過疎市町単独では限界がある行政サービスについて、県や中心都市を含む近隣市町村等との連携など、広域的な視点が必要なことから、「新・宮城の将来ビジョン」や地域医療計画など各種計画との整合を保つよう調整を図り、過疎地域が広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れられるよう配慮する。

３ 推進すべき施策

（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 市町村と連携した移住イベント等の開催による移住・定住の推進
- 都市部と過疎地域の交流促進による関係人口の拡大
- 地域おこし協力隊の活用

（２）産業の振興

- 農林水産業及び担い手の確保・育成
- 情報通信関連産業の振興
- 関係人口の創出による持続可能な地域づくりと観光振興の促進 等

（３）地域における情報化

- デジタル化の推進
- 先進的情報通信技術の活用

（４）交通施設の整備、交通手段の確保の促進

- 県道及び市町村道の整備
- 農道、林道及び漁港関連道の整備
- 地域の生活交通の確保及び支援

（５）生活環境の整備

- 簡易水道、下水処理施設及び合理的なゴミ処理体制の整備

- 地域ぐるみの消防防災体制の確立
- サービスステーション（ガソリンスタンド）対策

（６）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 高齢者の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策
- 児童その他の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

（７）医療の確保

- 医師確保及び医師派遣の充実、遠隔医療の導入促進
- 特定診療科目に係る医療確保対策

（８）教育の振興

- 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備
- 家庭・地域・学校による協働教育の推進 等

（９）集落の整備

- 「小さな拠点」を核とした集落ネットワーク圏形成の促進
- 「集落支援員」の活用による集落機能の維持・活性化の促進 等

（10）地域文化の振興等

- 地域文化の振興等に係る人材育成 等

（11）再生可能エネルギーの利用促進

- 再生可能エネルギーの利用促進 等

（12）過疎地域市町相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

- 「過疎地域等政策支援員」の導入検討 等

（13）過疎地域の持続的発展に向けた地域別施策の方向

- 上記の推進施策を踏まえて、各圏域の基本的方向性について